

銚子市職員措置請求に係る監査結果

銚子市監査委員

銚子市監査委員告示第1号

平成22年9月30日

銚子市監査委員 加 瀬 昇 一
同 宮 内 孝 純
同 神 林 敏 夫

銚子市職員措置請求について（公表）

地方自治法第242条第1項の規定に基づく措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査したので、その結果を別紙のとおり公表する。

銚子市職員措置請求書

請求の要旨

市立病院再生に向けて平成21年7月23日に銚子市は委任契約を銚子市立病院再生準備機構と締結し公設民営の道を歩く。契約金として3,150万を支払う事になる。振込先は銚子市立病院再生準備機構である。内訳として1,050万は着手金であり、2,100万は実費費用となっている。実費費用は毎月請求書を市に提出し実費費用は支払われるが

そこで今回の要旨として

平成22年7月7日に疑問点多し事で公開請求を申入れる 結果は開示請求拒否との通知である。理由は文書不存在のためとなっている。

銚子市会計規則(平成19年3月30日規則第35号)によると支出したお金については支出証拠書として会計管理者が整理保存という義務ありとうたわれている。

従たがって何故の不存在なのか!?

公的資金の投入故に委任契約者の銚子市代表者銚子市長野平匡邦に対し下記の要旨を請求する次第である。

記

実費精算に関して公開の一覧表には明確性なし 会計規則にあるように正しく精算されているか!

請求には領収の添付がありきが当然であるが公開請求を検証するに及び不透明な点多しその内容として、

実費精算の会計担当たる責任者の名前が消されている 理由として個人の氏名は個人の権利利益を害する おそれがあるためとされている。その反面として再生準備機構の報酬に関わる問題であるが平成22年4月分実費費用内訳明細書には事務局員の給料が30万より40万にアップしている。

報酬には委任契約第3条3として(甲)と(乙)協議の上とされているが、正式な手続きがなされていない中で公金がすでに支払っている。(怠る事実の是正を求める)

平成22年4月分の実費請求について過大請求と過小請求があり再生準備機構代表 側から戻入れ金59,050円が平成22年6月9日付でなされている。(不当な財務会計上の行為の是正を求める。)

以上

住民監査請求の対象事項に掲げる公金の支出に不当な点ありき故に

事実を証する書類を添付し不当な財務会計上の行為の是正を請求するものである。

平成22年8月12日

銚子市監査委員様

請求人

1 事実を証する書類

- (別1) 新聞記事の写し
- (別2) 開示請求拒否決定通知書
- (別3) 銚子市会計規則

2 経過

請求人に対して地方自治法第242条第6項の規定により、平成22年8月30日証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

平成22年9月17日関係職員の事情聴取を実施した。

銚 監 第 2 5 号
平成 2 2 年 9 月 3 0 日

請求人 様

銚子市監査委員 加 瀬 昇 一
同 宮 内 孝 純
同 神 林 敏 夫

銚子市職員措置請求について（通知）

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づき平成 2 2 年 8 月 1 2 日付け提出のあった措置請求について、同条第 4 項の規定により監査したので、その結果を次のとおり通知する。

1 請求の受理

本銚子市職員措置請求は、所要の要件を具備していると認め、平成22年8月12日付けでこれを受付し、同年8月23日監査委員の合議により受理するものと決定した。

2 請求の要旨

平成22年8月12日付け本請求書及び請求人の陳述内容を要約すると次のとおりである。

監査対象事項

銚子市は、市立病院再生に向けて平成21年7月23日に銚子市立病院再生準備機構（以下、機構という。）と委任契約を締結した。契約金3,150万円、内訳は1,050万円が着手金であり、2,100万円は実費費用となっている。実費費用は、毎月請求書を市に提出し、支払われるが、平成22年4月分実費費用内訳明細書によれば、事務局員の給料が30万から40万に上がっている。報酬は委任契約書第3条（3）によれば、甲（銚子市）乙（機構）協議の上とされているが、正式な手続きがなされていない中で公金の支払をした。

また、平成22年4月分の実費請求について過大請求と過小請求とがあり、機構から戻入れ金59,050円が平成22年6月9日付けでなされている。請求書には領収書の添付が当然であり、銚子市会計規則（以下、会計規則という。）のとおり、領収書を添付させ、確認していれば戻入は発生しないはずであるから、不当な財務会計上の行為である。

監査委員に求める措置

事務局員の給料の増額については、正式な手続きがなされていない中で、公金の支払いがなされている。

実費費用の支払いについては、会計規則に定める領収書が添付されておらず不当な財務会計上の行為であり、正しい手続きでの公金の支出を求める。

3 監査の実施

請求人に対して地方自治法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を与え、請求の要旨を補足、補充させるとともに、関係部署に關係

書類の提出を求め、関係職員から事情聴取を行った。

なお、本請求のうち、情報開示に関する部分については監査対象事項から除外した。

監査対象部局

銚子市病院再生室

事情聴取した職員

銚子市病院対策監、病院再生室長、病院再生室長補佐、同主査、同主任主事

4 監査の結果

事実関係の確認

関係書類及び証拠書類の調査並びに職員の事情聴取を行ったところ、次の事実が確認された。

平成22年4月分の機構事務局員給料は、実費費用の一部であり、委任契約書第3条(3)の報酬金ではなく、第3条(2)実費に該当するものである。

当該給料は、「実費支払いに係る取り決め」によると、実費を支払う項目は、事前に銚子市と機構との協議の上合意したものである。当該支出項目として事務所費、会議費、人件費、出張旅費、事務費の5項目を掲げており、事務局員給料は、当該支出項目の人件費に含まれている。支出された給料額を証明する証拠書類として、雇用契約書等の添付が求められており、本件における給料額については、平成22年4月30日付けの雇用契約書の添付がなされている。

平成22年4月分の実費請求分について誤謬があったため、平成22年6月9日付けで、59,050円を戻入させている。

実費請求額は、平成21年11月16日付け「実費支払についての確認書」によると、実費請求に当たり提出する書類として「実費費用内訳明細書」を領収書に代わる支出の原因となった事項を証明する書類としている。

この根拠として、会計規則第100条第1項第7号「前各号に掲げるもののほか、支出の原因となった事項を証明する書類」によっている。

判断

地方自治法第242条に規定する住民監査請求は、第1項に普通地方公共団体の住民は、当該地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担等の財務会計上の行為による当該地方公共団体の損害の防止、補填を目的とするものであり、住民監査請求の対象となる行為は、地方公共団体に損害を与えるような行為に限られるものである。

請求人は、平成22年4月分の事務局員給料が30万から40万にアップしたことについて、委任契約書による甲乙協議という正式な手続きがなされていない中で公金の支出がなされているというが、事実関係の確認で述べたとおり、事務局員給料は、「実費支払いに係る取り決め」により支払われており、正式な手続きがなされない中で公金の支出がなされたとは認められない。

請求人は、平成22年4月分の実費請求について過大請求と過小請求とがあり、機構代表側から戻入れ金59,050円が平成22年6月9日付けでなされているのは、会計規則のとおり、領収書を添付させ、確認していれば、戻入は発生しないはずであるとしているが、事実関係の確認のとおり、支出の証拠書として、会計規則第100条第1項第5号ではなく、同条同項第7号により処理しており、このことをもって直ちに違法若しくは、不当な財務会計上の行為であるとはいえない。

結論

以上のことから、本銚子市職員措置請求には、理由がないものと判断する。